

# 当別 ふれあい バス

## 「ふれバ」のお知らせ

平成 18 年度から、官民協働の取り組みとして始まった「当別ふれあいバス」は今年で 3 年目を迎えました。多くの方に利用していただき「地域の足」として少しずつ定着してきたふれあいバスの平成 19 年度の運行結果を、18 年度と比較しながらお知らせします。

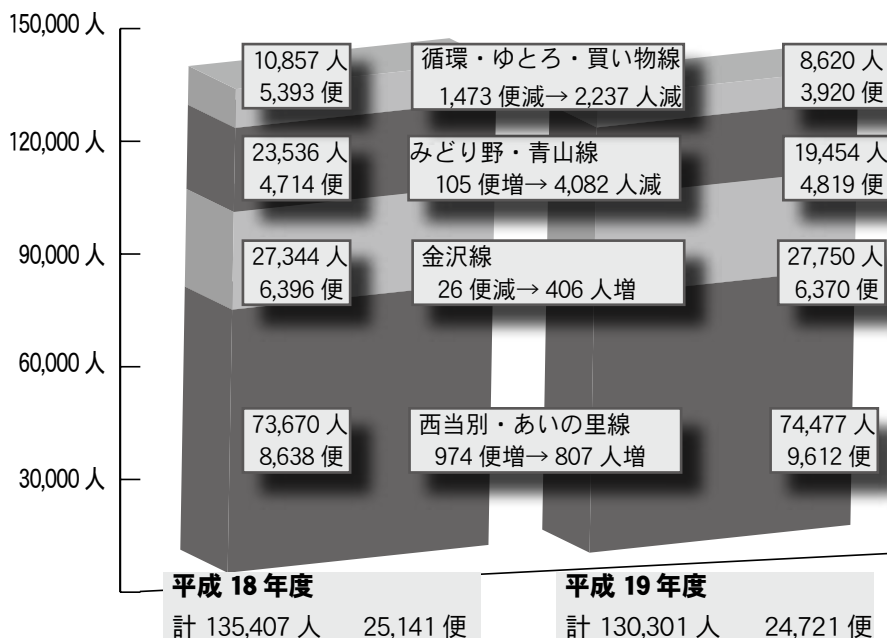
### ■利用者数

#### ■ふれあいバス利用者数の推移

平成 19 年度の総利用者数は 130,301 人でした。効率良く運行するため、便数を 420 便減らしたことも影響して、平成 18 年度と比べて 5,106 人減少しました。特に、市街地循環線・ゆとろ線・お買い物ふれバの当別町市街を走る路線は、平成 18 年度から年間で約 1,400 便減少していることもあり、2,237 人の減少となりました。

(図 A 参照)

【図 A】平成 18 年度・平成 19 年度利用者数・運行便数比較



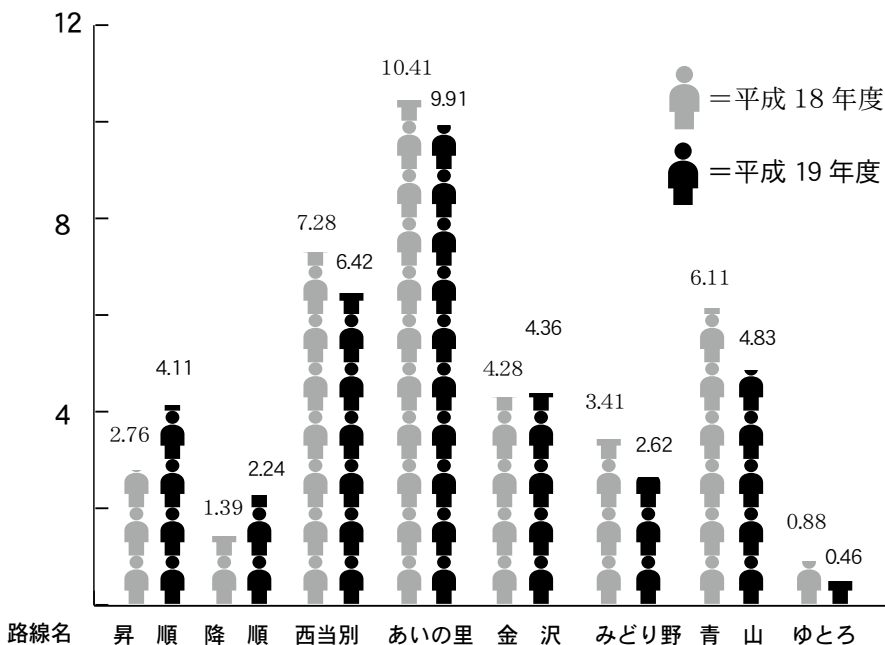
#### ■1 便あたりの利用者数

市街地循環線及び金沢線は増加したものの、西当別線、あいの里線、みどり野線、青山線が減少しており、1 便平均で 0.12 人少なくなりました。

(図 B 参照)

【図 B】路線別一便あたりの平均利用者数

(単位:人)



#### 【1 便あたりの平均乗車人数】

平成 18 年 = 5.39 人

平成 19 年 = 5.27 人

## ■支出・収入

当別ふれあいバス運行経費に係る平成19年度の経費は、50,174,243円で、その内運転人件費が70%を占めています。

平成18年度と対比すると、総額で約87万円の経費削減が図られています。これは、便数の効率化による運転人件費の減少と、家庭や飲食店から排出される天ぷら油の廃油を利用したBDF（バイオディーゼル燃料）による運行による燃料費の抑制が大きく影響しています。

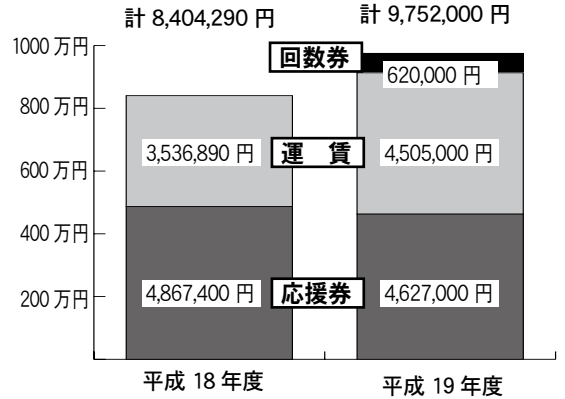
## ■収入について

収入は、乗車時の現金収入と応援券販売収入、これに参加企業と当別町の負担金、国や北海道の補助金で賄われています。

応援券については、補助金に頼らない自主自立運行に向けて金額を増額したにもかかわらず、ほぼ横ばいで推移しましたが、現金運賃収入が伸びました。また、10月から販売を始めた回数券の売り上げが増加しました。その結果、平成18年度に比べて、1,347,740円の運行収入が増加しました。

運行経費対照表（円）

項目	平成18年度	平成19年度	差額
運転人件費	35,380,800	35,141,400	△239,400
車両費	6,057,120	6,100,000	42,880
燃料費	4,809,410	4,290,751	△518,659
バス停費	1,500,684	1,512,200	11,516
その他諸経費	2,553,842	2,433,090	120,752
消費税	746,052	696,802	△49,250
計	51,047,908	50,174,243	△873,665



## ■BDFによる取り組み

当別ふれあいバスの平成19年度に使用した燃料は44,810リットルで、そのうちの53%にあたる23,827リットルがBDFによるものです。家庭や飲食店などの廃天ぷら油を再利用するBDFを活用することで、運行に係る燃料費は平成18年度と比べて約51万円削減されています。

バスの運行に、廃棄される天ぷら油を再利用することで二酸化炭素の排出量削減が環境にやさしく、経費削減にも繋がるこの取り組みに、皆様のご協力をお願いします。

### 【回収場所】

(南)下段モータース(樺戸町・☎23-2630)



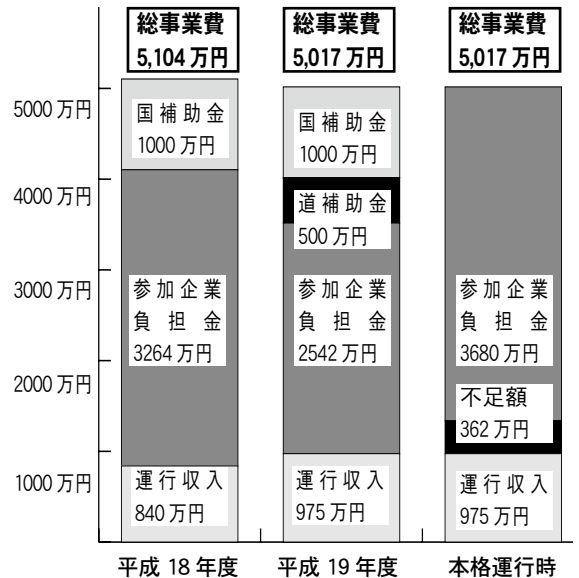
## ●これからの当別ふれあいバス

平成20年度の当別ふれあいバスは、事業の主体を当別町から地域公共交通活性化協議会へ移し、3年間の補助金を受け、多くの方々の意見を取り入れながら、バスの活性化を図っていきます。すでに4月から、予約型深夜バスの「SuiSuiふれバ」を試験運行するなど、新たな路線の開拓を行い、より多くの皆様に利用されるバスを目指します。

ただし実証運行期間が終わり、国からの補助金が無くなる本格運行に移行すると、このままの運行収入では約360万円の財源が不足して、現在の路線や便数を維持できなくなります。平成20年度にも応援券の値上げを行い、安定した運行・経営への移行を進めていますが、利用者の減少が続くと収入不足は改善されません。「当別ふれあいバス」を無くさない為にも、利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ■ふれあいバスのお問合せ

企画課企画振興係(☎23-3042)



※本格運行時の総事業費、運行収入は平成19年度と同額、参加者負担金は、協定の上限額